

瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例（案）に対するご意見と市の考え方

- ・ 募集期間 令和3年11月15日（月） ～ 令和3年12月14日（火）
- ・ 閲覧件数 83 件
- ・ 意見提出人数 5 人（内訳 市内 5 人、その他 0 人）
- ・ 意見数 12 件

いただいたご意見について、適宜要約した上、市の考え方について次のとおり公表します。

番号	ご意見	市の考え方（修正内容）
1	（中小企業者の役割）第5条について。 企業がコンプライアンスを重視し、社会のルールの範囲内での企業努力を重ね、発展し地域に貢献するという姿勢が大切なため、「各種法令に準拠する」ことを明記する意味はあると思います。	いただいたご意見を参考に、条例案第5条第3項の「地域社会との調和を図り、」の後に、「各種法令を遵守し」を追加します。
2	（中小企業者の役割）第5条について。 持続的な発展には獲得した利益を労働者や関連企業への適切な分配を行うと共に、適切な納税と内部留保による基盤強化が必須であります。その点についても明記する意味はあると思います。	獲得した利益を労働者や関連企業への適切な分配を行うことは、条例案第5条第3項につながるものと考えますが、経営基盤の強化方法は多種多様であり、条例案第5条第1項でも「・・・円滑な事業承継等」とすべてを表現しておりません。 内部留保は、この「等」に包含されるものと考えておりますが、今後本条例を実効性のあるものにするため検討しています、中小企業者や関係機関等で構成する意見交換会（以下、「意見交換会」という。）の中で、経営基盤の強化について議論を深めていきたいと考えています。 なお、適切な納税については、条例案第5条第3項に関連し、上段市の考え方の「各種法令を遵守し、安心して暮らしやすい社会の実現に貢献」に含みます。
3	（中小企業者の役割）第5条について。 経営者は利益を増やすだけでなく、その後の展開も視野に入れることの重要性を今回の条例でもメッセージとして伝えられると良いと思います。	その後の展開として、条例案第5条第3項において「中小企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、各種法令を遵守」するなど企業の社会的責任として、地域社会への貢献に努めることを役割として定義しています。 なお、いただいたご意見の「その後の展開も視野に入れることの重要性」については、意見交換会を通じ、認識を深めていきたいと考えています。

4	<p>令和3年2月17日瑞浪商工会議所（以下、「会議所」という。）より「小規模企業振興に関する条例制定の要望」がなされています。その際、提出された原案を見ましたが、原案からの改善が改善になっていないと判断します。ついては、会議所の原案を採用してください。</p> <p>また、原案から削除した項目、なぜ削除をしたのか理由をお示してください。</p>	<p>本条例案は、会議所の要望案を原案としていません。</p> <p>策定にあたっては、条例を制定することで大きな影響がある関係者の方々にご参集いただき、本条例の目的を達成するために必要な、関係者に求められる役割や、協力内容について意見交換を実施しました。</p> <p>本条例案は、いただいたご意見を総合的に勘案したのになります。</p>
5	<p>条例は実行されなければ意味がありません。実行をするうえでの中小企業者を入れた審議会の立ち上げを記載してください。</p>	<p>他市の条例を見ますと、中小企業等振興のための施策を総合的かつ計画的に推進する目的として、中小企業等振興基本計画（以下、「計画」という。）を策定し、この計画に基づく中小企業等の振興に関する施策の策定にあたり、中小企業者等その他の関係者に対し、この施策に関する情報及び意見の交換促進を図るための審議会を設置しています。</p> <p>本市では、この計画にあたる内容を、総合計画、及び総合戦略において示しているため、計画の策定を行わないことから、審議会も設置いたしません。</p> <p>ただし、番号2市の考え方とおおり、本条例を実効性のあるものにするため意見交換会を検討しています。</p>
6	<p>第10条に記載の包括的委任規定を削除する。この一文があるだけで、条例の内容がどうとでもできてしまう。従って、別に定める中小企業者を含む審議会にて審議する等に変えてください。</p>	<p>包括的委任規定を残します。</p> <p>包括的委任規定は、施行に関して必要な事項を委任しているにすぎず、内容まで変更することを委任するものではありません。</p> <p>規定を設けている趣旨は、条例中では個別具体的な施策の詳細を記載しないことから、関連する施策の詳細については規則や要綱で、条例とは別に定めるという意味になります。</p> <p>また、現時点では明確ではありませんが、将来的にこの条例の規定に基づいた施策を展開することも想定されることから、委任規定を設置したいと考えています。</p> <p>なお、岐阜県内で同様の条例を制定している9市の内6市で、包括的委任規定を設けております。</p>

7	<p>現在の瑞浪市の中小零細企業の状況を鑑みて、瑞浪市が存続していくためには企業育成が必須であり、企業育成を最大限図る、という強い意志を前文に理念として加えていただきたいです。</p>	<p>前文は、条例の理念を宣言し明らかにするものです。</p> <p>本条例の理念は、中小企業に関係する機関の役割を明らかにし、市民の協力をもって中小企業の振興を図り、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することです。</p> <p>ご指摘の企業育成を最大限図ることは、理念を達成するための手段になりますので、条例案第4条以降の関係機関の役割や市民の協力の中で、包括的な表現として記載しています。</p>
8	<p>企業の振興条例であるので、会議所と歩調を合わせることも大切であると考えます。企業からの要望をはじめ、条例に基づく具体的な施策や運用については、会議所と共に審議していくというスタンスを明示していただきたいです。</p>	<p>記載がされています。</p> <p>本条例案第3条第2号では、基本理念として中小企業の振興は、市及び会議所を含む関係者が、相互に連携し協力して推進されることとしています。また、本条例案第4条第2項において、会議所を含む関係機関と連携を図るものとしており、本条例第6条第1項においても、会議所は市に対して協力するよう努めると規定していることから、市及び会議所が相互に連携し、中小企業の振興に取り組むことを明示しています。</p>
9	<p>市と中小企業が直接対話して施策を考えられるようにしていただきたいと考えます。</p>	<p>番号2市の考え方とおおり、本条例を実効性のあるものにするため、意見交換会を検討しています。</p>
10	<p>関係団体に教育関係と大企業が必要になると考えます。</p> <p>市内、高校生や大学生に地域の中小企業を知り、就職してもらうことは瑞浪経済にとっても大変有意義なことです。</p> <p>また、大企業についても地産地消を啓発すべきだと考えます。最近は多くの会社がCSR活動に力を入れておりますので、積極的にこちらから提案できるような形を検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>現状では条例で定義しません。</p> <p>本市は、条例の制定及び改廃にあたり、『瑞浪市まちづくり基本条例』の趣旨を尊重しています。その中で「市民」を定義しており、「市民」は個人に加え、「市の区域内において事業若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体」とし、「法人その他の団体」には、企業者や大学等の法人を含み、大企業と中小企業の区別をしておりません。</p> <p>よって、大企業者や大学等の中小企業振興に対する役割は、本市条例案における「市民の協力」に包含しているものと考えております。</p> <p>また、ご意見にあります、高校生や大学生が地域の中小企業を知り就職してもらうことは、理解を深めることにつながりますので、小規模企業振興基本法第7条における地方公共団体の責務として認識しております。</p>

		<p>なお、ご意見では教育関係の役割に関する記載がございませんが、たとえば本条例案の中で教育機関の役割を定義するならば、中小企業振興の担い手となる人材の育成や、中小企業者との共同研究、経営改善及び技術の向上の支援などが挙げられます。しかしながら、本市では対象が限定的であることから定義しません。</p> <p>ちなみに、本市では既に市と教育機関が包括的な連携のもとに、産業、文化、福祉、教育等の分野で相互に協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、教育機関における教育・研究及び地域社会の発展と優れた人材の育成に寄与する域学連携協定を締結しております。</p> <p>次に、大企業に関するご意見ですが、本条例案は、中小企業基本法、及び小規模企業振興基本法を上位法としており、両法律に教育関係と大企業の定義はございません。また、関係団体に大企業を含めるとすると、大企業の中小企業振興に対する役割を定義する必要がありますが、ご意見にはその記載がございませんでした。</p> <p>なお、ご意見いただきました大企業に対する地産地消の啓発や、CSR 活動の提案については、本条例案（市民の協力）第8条において規定されているものと考えます。</p>
1 1	<p>条例と共に、具体的な中小企業振興施策を盛り込んだ振興計画を策定し、毎年継続的に進捗状況を確認するなど、もっと実効性のある条例を求めます。</p>	<p>番号2及び5市の考え方のおり、本条例を実効性のあるものにするため、意見交換会を検討しています。</p>
1 2	<p>この条例により市内の中小零細業者や情報が届きにくい未組織業者や従業員のみなさんを激励することになると思います。</p> <p>行政はコロナ禍の今、市内の中小企業・小規模企業者を把握することができます。支援策の実践ができ検証ができる、この機が大事であります。今後の運動が広がると思います。条例の効果を毎年検証し公表する項目を増すべきであると思います。</p>	<p>同様の内容を行います。</p> <p>番号5市の考え方のおり、本市では条例案に示す基本理念を実行に移す際、総合計画、及び総合戦略において中小企業等振興のための具体的な施策を規定しています。</p> <p>したがって、総合計画、及び総合戦略は毎年効果測定を行い、見直しを図ることから、同様の効果があるものと考えます。</p>